

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第478号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行情）答申第508号）

事件名：特定年度に教育委員会から提出されたいじめを理由とする自殺事案に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年度いじめを理由とする自殺事案に関する文書一式（教育委員会が提出したもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月22日付け27受文科初第4380号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「平成27年度いじめを理由とする自殺事案に関する文書一式（教育委員会が提出したもの）」（本件対象文書）である。

処分庁は、本件対象文書の一部につき、法5条1号の不開示情報に該当することから不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、「事件等の概要」、「発生日時」、「発生場所」、「当該児童生徒の名前・学校名」、「学校の概要」、「事件等の経緯」、「当該児童生徒に関すること」、「事件前・事件後の対応について」、「件名」、「内容」、「今後の取扱」、「関係生徒」、「事案の概要」及び「当該生徒について」並びに「都道府県教育委員会連絡先」、「報告主

体」及び「報告日」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条1号に該当する。

すなわち、本件対象文書には、当該児童生徒の氏名、学年・年齢及び性別のほか、学校名、学校の所在地等学校の特定につながる情報、学校生活の状況や家庭環境などといった事件の背景事情や事件に至る経緯を含めた当該児童生徒の個人的な特性に関する情報、事件発生の日時及び場所の特定につながる情報等が記載されているものであり、これらは全体として当該児童生徒を識別することができるものである。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

3 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の審査請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、平成27年度に各都道府県及び指定都市教育委員会から文部科学省に提出のあった「児童生徒の事件等報告書」（以下「事件等報告書」という。）のうち、いじめを原因とした自殺事案に係るものであり、①事件等の概要、②発生日時、③発生場所、④当該児童生徒の名前・学校名、⑤学校の概要、⑥事件等の経緯、⑦当該児童生徒に関すること及び⑧事件前・事件後の対応についての項目名以

外の全て並びに⑨都道府県教育委員会等の連絡先，⑩報告主体及び⑪報告日を不開示としたところである。

なお，事件等報告書は，文部科学省において，児童生徒をめぐる重大事件や自殺等の事実関係を正確かつ迅速に把握するため，各都道府県及び指定都市教育委員会に対し，児童生徒をめぐる重大事件や自殺等が発生した場合ごとに提出するよう依頼しているものである。

イ 上記①ないし⑧には，報告された児童生徒の氏名の他にも，当該児童生徒の学校名及び事件の背景や経緯等の情報が記載されており，また⑨には，教育委員会の担当課名，担当者氏名及び連絡先（電話番号及びFAX番号），⑩には，事件等報告書の報告主体である教育委員会名，⑪には報告日の情報がそれぞれ記載されている。

これらの情報はいずれも事件等報告書によって報告のあった特定の個人（児童生徒）を識別することができる情報であり，法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

ウ 当該不開示部分に記載されている情報を文部科学省が公にした事実や公にする予定はない。

(2) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件対象文書は，上記(1)アで諮問庁が説明するとおり，平成27年度に各都道府県及び指定都市教育委員会から文部科学省に提出のあったいじめを原因とした自殺事案に係る事件等報告書であり，不開示部分は，①事件等の概要，②発生日時，③発生場所，④当該児童生徒の名前・学校名，⑤学校の概要，⑥事件等の経緯，⑦当該児童生徒に関すること及び⑧事件前・事件後の対応についての項目名以外の全て並びに⑨都道府県教育委員会等の連絡先，⑩報告主体及び⑪報告日であることが認められる。

イ 上記①ないし⑪の不開示部分に記載されている情報は，いずれも事件等報告書によって報告のあった児童生徒に関する情報であるので，一体として各々の児童生徒に係る法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

諮問庁は，当該部分に記載されている情報を公にしていなかったことから法5条1号ただし書イに該当するとは認められず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

ウ 次に，法6条2項による部分開示の検討を行うと，児童生徒の氏名は，個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また，その余の部分は，児童生徒の学校名，事件の背景及び経緯等に係る情報であり，これらを公にすると，児童生徒の友人や知人といった一定範囲の者には当該児童生徒の特定が可能となることは否定し難く，それらの者に事件の詳細な経緯等が明らかとなって，当該児童生徒の権利利

益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。
エ したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司